平成30年度阪南市まちゼミ参加セミナー

第12回 コメダ de 勉強会＆相談会

「成年後見制度と、遺言。」

～認知症に、なる前に～

はた・さわだ行政書士事務所
所長　行政書士　澤田　郁

後援：コメダ珈琲店阪南店

こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(7歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当)。
- 阪南市尾崎在住です。
- 平成25年9月、自宅で行政書士事務所を開設しました。
  平成30年10月、岸和田市に事務所を移転し、行政書士2人を雇いました

主な取扱業務
相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、
法人設立、放課後等デイサービス開設、
建設業など許認可、交通事故など

はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階
Tel　072-423-8222
Fax　072-423-8236
メール　info@gyosei-kaoru.com
HP　http://gyosei-kaoru.com
ブログ　https://ameblo.jp/kaoru-gyosei

今までの「コメダde勉強会＆相談会」

第1回 「人の一生と交わる法律問題」

第2回 「その自転車、危ないよ！
～子供と自転車事故～」

第3回 「人が職業につくまで
～子供たちの将来の夢を実現させたい～」

第4回 「ワーキングマザー
～ママが働くということ～」

第5回 「結婚とは。夫婦とは。
～法律の面から見る人生のパートナーとは～」

第6回 「エンディングノートはオープニングノート！」

第7回 「お店屋さんの始め方
～開店手続あれこれ。始めるまで/始めてから～」

第8回 「士業とは。○○士とは。
～暮らしを支えるサムライたち～」

第9回 「相続する前、相続した後、
すべきことあれこれ一覧。」

第10回 「公正証書とは。公証役場とは。」

第11回 「会社設立とは。法人設立とは。
～もう一人の私、みんなで私～ 」

今日お話しする内容

1. 認知症になってしまうとできないこと
2. 2つの成年後見制度
3. 後見開始までの流れ
4. 見まもり契約
5. その他の「お手伝い」について
6. 遺言とは
7. 遺言書とは
8. 遺言書の書き方
9. おわりに

1．認知症になってしまうとできないこと

・自分の預貯金をおろす
・不動産の売買をする
・その他、いろいろな契約をする
・遺産分割協議に参加する
・様々な手続きの委任状を書く
・介護、治療、終末医療の方針を決める
・葬儀、お墓、供養の方針を決める

法律手続は基本的に
何もできない。
後見人が代わりに
手続する（代理する）。

・遺言書を書く ⟶ 絶対にできない。

2. 2つの成年後見制度

①法定後見制度

家庭裁判所が、独自に、弁護士・司法書士・行政書士等から「法定後見人」を選ぶ。
管理してもらう財産から、報酬が支払われる。
家族が選ばれることは、今はほとんどない。

②任意後見制度

認知症になる前に、自分で「任意後見人」を選んで契約と登録をしておく。
家族・友人を選ぶことができる。
親しくしている法律家を選ぶこともできる。

3．後見開始までの流れ

3-1．法定後見制度での後見開始手続の流れ

誰が	どこで	何をする
本人		判断能力が低下してしまう（認知症になる）
本人	医療機関	認知症だと診断される
申立人	各役所	様々な書類を取り寄せる
申立人	医療機関	本人の診断書を取り寄せる
申立人		本人に関する報告書を作成する
申立人	家庭裁判所	後見開始を申立てる
家庭裁判所	家庭裁判所	調査、鑑定、審問をする
家庭裁判所	家庭裁判所	審判する
家庭裁判所	東京法務局	成年後見に関する登記をする
後見人		後見（法定代理）を始める

※申立人＝本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者

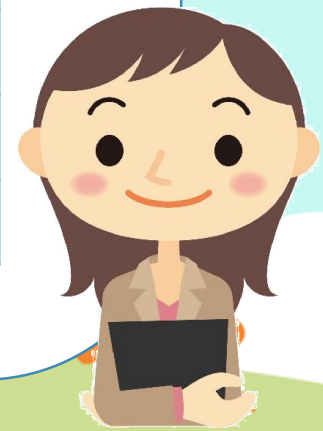

3-2. 任意後見制度での後見開始手続の流れ(認知症になるまで)

誰が	どこで	何をする
本人		受任者を決める
本人と受任者		お願いする内容を決める
本人と受任者		報酬を決める
本人と受任者と公証人	公証役場	公正証書作成について打ち合わせる
公証人	公証役場	書類作成の準備をする
本人と受任者と公証人	公証役場	任意後見契約を締結する 任意後見契約公正証書を完成させる
公証人	東京法務局	任意後見契約がされたことを登記する
本人		判断能力が低下してしまう（認知症になる）

※申立人＝本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者

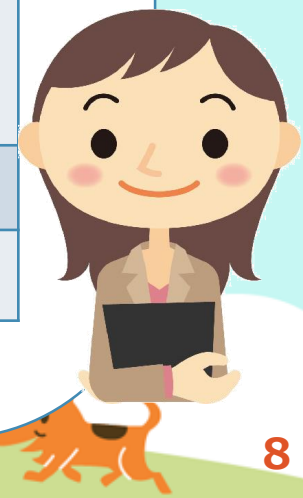

(認知症になってから)

誰が	どこで	何をする
見まもり人	自宅・施設等	認知症だと気づく
本人	医療機関	認知症だと診断される
申立人	各役所	様々な書類を取り寄せる
申立人	医療機関	本人の診断書を取り寄せる
申立人		本人に関する報告書を作成する
申立人	家庭裁判所	任意後見監督人の選任を申し立てる
家庭裁判所	家庭裁判所	任意後見監督人を選任する
家庭裁判所	東京法務局	任意後見監督人の登記をする
後見人		後見（法定代理）を始める

※申立人＝本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者

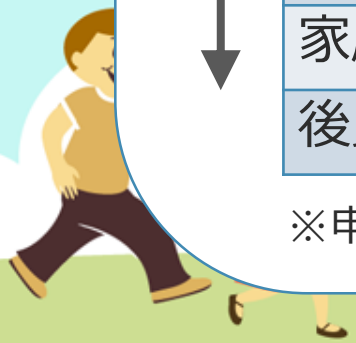

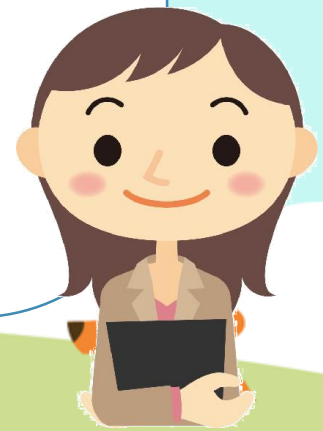

4. 見まもり契約

定期的に、対象者の家や施設等を訪問して、
様子に変わりがないかをチェックすること。

・様子がおかしい

・認知症ではないか

・ほかの病気ではないか

ということを把握することができる。

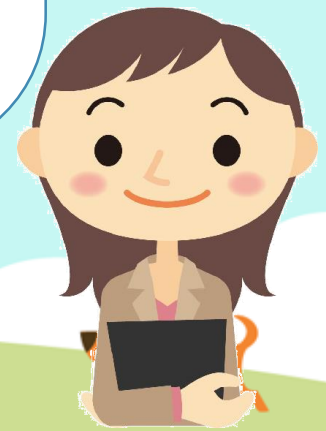

5．その他の「お手伝い」について

5-1．財産管理委任契約

頭ははっきりしている(＝認知症ではない)が、体が動かない、きついなどでお金の出し入れ、買い物等ができない場合は、契約により、お金・財産の管理をお願いすること。

5-2．死後事務委任契約

亡くなった後にすべき手続を、生前かつ判断能力が亡くなる前に、契約により、特定の誰かにお願いしておくこと。

5-3．尊厳死宣言

治療をしても回復の見込みがない末期の状態になった場合には、延命治療を拒否し、尊厳死を希望することを宣言した書面のこと。
存命中、判断能力も十分な元気なときに作成する必要がある。
日本では尊厳死についての法律がないため、尊厳死宣言書を作成しても、実現しない可能性がある。

6. 遺言とは

6-1. 一般的な遺言

生前に言い残していた「願い・想い」

「○○してほしい」

「○○がいい」

・いまわの際の言葉

・普段の会話での言葉

・家族の中の想い出

6-2. その残し方

・口頭　・自伝映画　・自伝小説

・手紙　・ビデオレター　・ エンディングノート

・インタビュー　その他

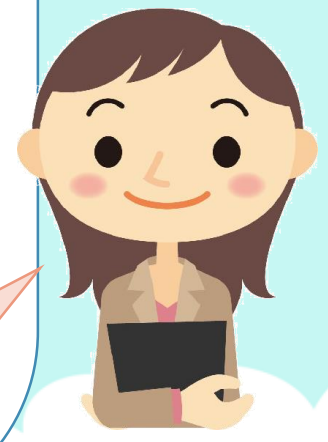

家族に想いがしっかり伝わる。
しかし、相続等の手続には使えない。

7．遺言書とは

7-1．法律的な遺言

生前に書き残していた「指示書・命令書」

「○○すること」　　必ず書類に文字で。

「○○しなさい」　　「遺言書」を作らなければならない。

7-2．その残し方

民法のルールに従って作らなければならない。

自筆遺言書　　自分ひとりで作る遺言書のこと。

遺言公正証書　公証役場で公証人に作ってもらう遺言書のこと。

7-3. その効果

ミスのある遺言書・認知症状態で作った遺言書は無効
→「遺言していなかった」ことになる。

自筆遺言書は、死後に家庭裁判所で「検認」の手続をしなければ使えない(遺言が実現しない)。

遺言執行者を遺言書で指定すると、死後に遺言執行者が遺言を執行(実現)してくれる。

8. 遺言書の書き方

8-1. 自筆遺言書

・自宅で作れる
・**全文の自筆が必要**
・日付が必要
・署名が必要
・押印が必要
・封筒に入れなくてもいい
・封印しなくてもいい
・自分側で保管

ミスがあると無効！

自筆遺言書は、死後に相続人全員が家庭裁判所に集まって、裁判官の目の前で遺言書を開封し内容を確認するという「検認手続」をする必要がある。

8-2. 自筆証書遺言についての民法改正

相続法改正により、自筆証書遺言の方式も一部分を見直された。

・財産目録の部分のみ、自筆でなくてもよい。
パソコンでの作成、登記簿謄本のコピー添付も許されるようになった（2019年１月19日から施行）。

・自筆証書遺言を、法務局で保管してくれる制度（遺言書保管法）が創設された（2020年7月10日から施行）。

8-3. 遺言公正証書

①公証役場で事前に打ち合わせる
②公証役場に事前に資料提出する
③書類そのものは公証人が作成する
④当日は証人2人を連れて行く
⑤当日は内容確認と署名押印をする
⑥遺言書原本は公証役場で保管してくれる
⑦遺言書正本の交付を受け保管する
⑧死後に正本を使用し相続手続する

※④については、自宅や病院への公証人の出張OK
※⑤については、筆談や通訳OK、公証人による代筆署名OK

8-4. 両遺言書を比べてみましょう

	自筆遺言書	遺言公正証書
作成者	遺言者	公証人
作成場所	どこでも	公証役場
原本の保管	遺言者側 法務局でも	公証役場 (正本を発行)
改ざん	防ぐことはできる	不可能
検認	必要な場合あり	不要
費用	作成時は不要 検認時に必要	作成時に必要 検認が不要

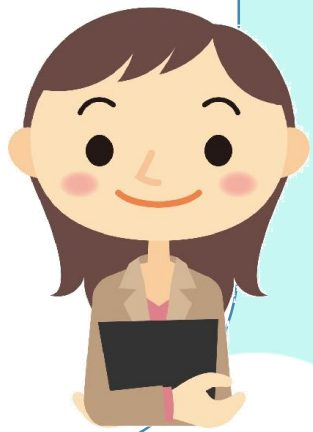

9．おわりに

元気なうちに、

「自分が認知症になった時にどうしたいのか。」

「誰に財産を残したいのか。」

を考えて、しっかり準備をしておきましょう。

ご清聴ありがとうございました。

はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel　072-423-8222
Fax　072-423-8236
メール　info@gyosei-kaoru.com
HP　http://gyosei-kaoru.com
ブログ　https://ameblo.jp/kaoru-gyosei

Facebookページ、Twitterの登録をお願いします。
「はた・さわだ行政書士」で検索を。